

日本労働年鑑 第58集 1988年版  
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

I 労働政策

9 第一〇八、一〇九回国会における労働関係法案

第一〇八回通常国会は、一九八六年一二月二九日から八七年五月二七日まで開かれた。この会期に、政府が提出した労働関係法案は、炭鉱離職者臨時措置法の一部改正法案、地域雇用開発等促進法案、身体障害者雇用促進法の一部改正法案、勤労者財産形成促進法の一部改正法案、労働基準法の一部改正法案、および職業安定法等の一部改正法案の六件であった。このうち、最初の三法案が会期中に成立した。しかし、この会期の論争点であった売上税法案等をめぐる国会の状況から、重要法案とみなされていた労働基準法の一部改正は審議が行われぬまま継続審議となった。勤労者財産形成促進法の一部改正は、財形持ち家融資条件の緩和に関する部分が議員立法として成立した。職業安定法等の一部改正法案は、臨時行政調査会答申(一九八三年三月)をうけて、地方事務官制度を廃止し、地方労働行政体制を再編することを内容とするものであるが、継続審議となった。

第一〇九回臨時国会は、七月六日召集され九月一九日閉幕した。この会期には、労働基準法の一部改正法案が修正可決された。また、勤労者財産形成促進法の一部改正法案(当初の法案の残りの部分に相当)が成立した。職業安定法等の一部改正法案は再び継続審議となり、第一一一回臨時国会でも同様であった。主要法案の審議状況は、第92表のとおりであった。

炭鉱離職者臨時措置法の一部改正

この政府提出法案は、第一〇八回国会に提出され、成立し、廃止期限が五年間延長されることとなった。

地域雇用開発等促進法の成立

本年鑑第五七集(四七二ページ)で地域雇用対策に関する中央職業安定審議会の建議について述べたが、労働省は、その趣旨に沿って、所要の手続きを経て地域雇用促進法案を作成し、第一〇八回国会に提出した。この法案は、原案どおり成立し、三月三十一日公布、四月一日より施行された。

提案理由説明による法案の内容骨子は以下のとおりである。

第一に、この法律で対象とする地域は、「雇用開発促進地域」、「特定雇用開発促進地域」及び「緊急雇用安定地域」の三つの地域としております。

「雇用開発促進地域」は、求職者が多数居住し、かつ、求職者数に比し相当程度に雇用機会が不足している地域を、「特定雇用開発促進地域」は、雇用開発促進地域のうち経済上の理由により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が著しく悪化している地域を、また、「緊急雇用安定地域」は、経済的事情の著しい変化により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に唇する状況が急速に悪化

している地域を指定することとしております。

第二に、地域における雇用開発を効果的に推進するため、国は地域雇用開発指針を策定し、また、都道府県は雇用開発促進地域ごとに地域雇用開発計画を策定することとしております。

第三に、雇用開発促進地域については、当該地域において事業所を設置し、又は整備し、求職者を雇い入れる事業主に対して必要な助成及び援助を行うほか、雇用促進事集団の行う施設の設置に関する特別の配慮、職業訓練の機動的実施、職業紹介等の積極的実施等の施策を実施することとしております。

第四に、特定雇用開発促進地域については、雇用開発促進地域に係る施策のほか、事業所を設置し、又は整備して離職者を雇い入れる事業主について特別の措置を講ずるとともに、職業訓練施設に係る資金の貸付け、失業の予防等のための助成及び援助、事業主に対する雇用の安定のための要請、職業訓練の実施に係る特別の措置、雇用保険の失業給付の延長、公共事業への就労促進、広域職業紹介活動の命令等の措置を講ずることとしております。

第五に、緊急雇用安定地域については、失業の予防等のための助成及び援助、雇用保険の失業給付の延長、職業訓練の機動的実施、職業紹介等の積極的実施等の施策を実施することとしております。

なお、この法律は、本年四月一日から施行することとしております。

## 身体障害者雇用促進法の一部改正

本年鑑第五七集(四七四ページ)に述べた精神薄弱者の雇用対策に関する研究と審議に加え、障害者に関する職業リハビリテーションの要請、在職中障害者となった者の継続雇用の必要性が高まっていることなどのため、労働省当局は、身体障害者雇用促進法の一部改正を準備し、所要手続きを経て第一〇八回国会に法案を提出した。この法案は原案どおり成立し、一九八七年六月一日公布された。八八年四月一日より施行される(ただし、障害者雇用継続助成金業務は八七年七月一日から)。

内容としては、ノーマライゼーションの理念を明確化し、精神障害者をふくめて政策対象としたこと、職業リハビリテーションの公的制度を一元化したこと、精神薄弱者雇用および中途障害者継続雇用についての経済的インセンティブを考慮したことなどが主なものである。法律案要綱の主要部分は次のとおりである。

### 第一 題名の改正

法律の題名を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改める。

### 第二 総則の改正

#### (一) 法律の目的の改正

この法律は、身体障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的とする。

#### (二) 用語の意義に関する規定の新設

#### (三) 基本的理念に関する規定の整備

1 障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活において

その能力を発揮する機会を与えられるものとする。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものとする。

3 国等の責務に関する規定の改正

### 第三 職業リハビリテーションの推進

#### (一) 通則

1 職業リハビリテーションの措置は、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施されなければならないものとする。

2 職業リハビリテーションの措置は、医学的リハビリテーション及び社会的リハビリテーションの措置との適切な連携のもとに実施されるものとする。

#### (二) 職業紹介等

#### (三) 障害者職業センター

##### 1 障害者職業センターの設置等

政府は、障害者の職業生活における自立を促進するため、障害者職業総合センター、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センター(以下「障害者職業センター」という。)の設置及び運営の業務を行うものとする。

##### 2 障害者職業センターの業務

イ 障害者職業総合センターにおいては、職業リハビリテーションに関する調査研究、障害者職業カウンセラーの養成・研修、広域障害者職業センター、地域障害者職業センター等に対する指導援助等を行うとともに、これに付随して、障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備訓練等及び事業主に対する雇用管理に関する事項についての援助を行うものとする。

ロ 広域障害者職業センターにおいては、医療施設又は障害者職業訓練校との密接な連携のもとに、障害者に対する職業評価、職業指導等を系統的に行うとともに、これらの措置を受けた障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する事項についての援助を行うものとする。

ハ 地域障害者職業センターにおいては、障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備訓練等及び事業主に対する雇用管理に関する事項についての援助を行うものとする。

##### 3 障害者職業カウンセラー

4 労働大臣は、職業センターの設置運營業務(障害者職業センターの設置及び運営の業務をいう。以下同じ)の全部又は一部を日本障害者雇用促進協会に行わせるものとする。

5 労働大臣は、職業訓練校の運營業務(労働省令で定める障害者職業訓練校の運営の業務をいう)を日本障害者雇用促進協会に行わせるものとする。

### 第四 身体障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

#### (一) 身体障害者雇用率制度等の改善

#### (二) 精神薄弱者等に関する特例

1 雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、精神薄弱者である労働者を雇用しているときにはその数に相当する身体障害者である労働者を雇い入れたものとみなすものとする。

2 精神薄弱者である労働者を身体障害者である労働者とみなして、身体障害者雇用調整金を支給するものとする。

### 第五 身体障害者雇用促進協会の業務の拡充

- (一) 障害者雇用継続助成金(仮称)の支給を業務に加える。〈以下略〉  
第六 身体障害者雇用促進協会の改組  
(一) 身体障害者雇用促進協会の名称を日本障害者雇用促進協会に改める。〈以下略〉

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---